



消火器携帯について

2010年JAF全日本/ジュニアカート/地方カート選手権統一規則 第4章第29条17に則り、各ドライバーは消火器の携帯を義務付けるものとする。
また、公式車検時に消火器の確認、封印(マーキング)を行ないますので、各ドライバーは下記条件の消火器を公式車検時に持参するものとする。

【携帯用消火器の条件】

種類:ABC粉末タイプ

大きさ:4型(内容量1.2kg)以上

製造年が2003年以降のもの

登録タイヤの交換

【KF-2/FS-125/FP-Jr部門】

2010年全日本カート/ジュニアカート選手権統一規則 第3章 第17条 10.1)(2)/

2010年地方カート選手権統一規則 第3章 第17条 9.1)により

「技術委員長の承認のもとに、各1本のみ」の交換

が認められているが、交換を認める場合は下記内容の条件にて交換を認めるものとし、無条件に交換を認めるものではない。

1. バースト、パンク及び嵌合部からの空気漏れ等があった場合。
2. トレッド肉厚は、交換する前のタイヤと同等以下である事。

パドック内の火気取扱い、作業エリアについて

ピット及びパドックにて火気を取扱う作業を行う場合、指定された作業エリアにて行うものとする。
また、ピットならびに各テント内でのストーブ、ジェットヒーター等の使用や、パドック内での喫煙は安全上の問題により禁止する。

競技において補足注意事項

イエローラインの次の白線をスタート・フィニッシュラインとする。